

# 浄化槽工事業廃業届出書

令和 3年 6月 8日

山梨県知事殿

住 所 甲府市丸の内1-6-1

商号又は名称 山梨工業株式会社

届 出 人 代表取締役 山梨 太郎

令和 3年 6月 1日に浄化槽工事業を廃業しましたので、  
法第26条 法第33条 の規定により、下記のとおり届け出をいたします。

1 登録若しくは届出番号 山梨県知事 ( 登 届 - 26 ) 第 999 号

2 登録若しくは届出年月日 平成 26年12月 1日  
令和

3 廃業理由 (○をつける) 1. 浄化槽工事業者が死亡したため  
2. 法人が合併により消滅したため  
3. 法人が破産により解散したため  
4. 法人が合併又は破産以外の事由により解散したため  
⑤ 浄化槽工事業を廃止したため

(事実発生の日 令和 3年 6月 1日)

※届出者は記入しない

行政庁記入欄	処分日	令和 年 月 日
--------	-----	----------

※ この書式は、山梨県における浄化槽工事業の登録業者および特例浄化槽工事業の届出業者のみ使用できます。

※ 廃業届は、事実発生から30日以内に届出を行ってください。(正本1部、副本1部の計2部必要です)

※ 届出は以下の該当者が行ってください。

1. 浄化槽工事業者が死亡したとき	その相続人
2. 法人が合併により消滅したとき	役員であった者
3. 法人が破産により解散したとき	破産管財人
4. 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	清算人
5. 浄化槽工事業を廃止したとき	個人：事業主本人 法人：役員

※ 登録業者は、法第26条、特例届出業者は法第33条に該当します。該当しないほうを二重線で消してください。

※ 登録番号の「登」及び「届」は、該当しないほうを二重線で消してください。(登は登録業者、届は特例届出業者です)

※ 特例届出業者が、建設業の許可を喪失した場合も、こちらの書式で届け出てください。

(その後、浄化槽工事業を継続する場合には、浄化槽工事業登録が必要となります)